「世田谷区たばこルール」の概要

SMOKING RULES

近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや、東京２０２０大会開催を契機に、屋内の受動喫煙防止の取組みと連携して、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進し、区民にとって健康で安全かつ良好な環境を実現することが求められています。

このため、喫煙する人としない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現を目指し、「世田谷区たばこルール」を策定しました。

ルール策定までの経緯

ルールの策定にあたり、世田谷区ではこれまで、主に以下の５つの取組みを行ってきました。

１．区内の鉄道駅周辺における屋外灰皿等の調査の実施

区内の鉄道駅（39 駅）半径 300m圏内のコンビニ及びたばこ事業者が屋外に設置している灰皿の数量調査及び、喫煙場所設置候補地検討調査を実施しました。

２．世田谷区路上喫煙等に関するアンケート調査の実施

区民 4000 人を対象とした、郵送配布・郵送回収方式による、区民アンケート調査・集計・分析を実施しました。

３．区民ワークショップの実施

区民を対象としたワークショップを行い、たばこを吸う人・吸わない人双方がともに認め合えるバランスのあるルールづくりについて話し合いました。

４．区民意見募集の実施

「世田谷区たばこルール」の素案を公表して区民意見を募集し、集計・分析しました。

５．各種会議での検討

外部の委員による検討委員会、庁内での幹事会・作業部会を開催し、「世田谷区たばこルール」の内容について検討を行ってきました。

ルールの内容

様々な区民、企業、学識経験者、庁内等での意見交換を通じて以下の通り、ルールを策定しました。

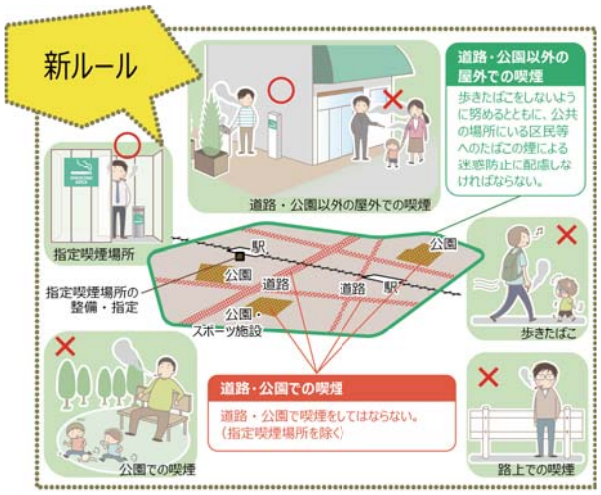

【学校等での喫煙】校庭や園庭など主として子どもの利用が前提の施設は禁止

（１）区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）は、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。

（２）区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。

（３）区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地（※）においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとします。

※公開空地：日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。

（４）事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力に努めるものとしま。

（５）区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

■今後の取組み

（１）ルールの周知活動

①区民や事業者と連携したキャンペーン活動の実施
②区のおしらせ、広報板、Twitter、Facebook 等での周知
③転入者、大学等へのリーフレット配布
④巡回指導・啓発の強化
⑤路面標示シート、電柱・ガードレール看板等での啓発
⑥マナー向上標示等のデザイン公募の実施

（２）指定喫煙場所の整備

①指定喫煙場所整備指針の策定
②世田谷区基本計画における「広域生活・文化拠点」及び「地域生活拠点」等を重点にたばこ事業者の協力を得ながら、区による指定喫煙場所の整備
③民間の喫煙場所整備（指定喫煙場所として指定）に対する補助制度の創設

■区民の意識啓発と自発的配慮行動の促進

（１）罰則による規制ではなく、喫煙者の自発的な配慮行動を促すなど、意識啓発によるたばこマナーの向上をめざします。

（２）まちをきれいにする取組みを区民・事業者・区が協働して進めます。